

公契約

連合が条例制定の取り組みを強化

格差是正には公正な賃金と労働条件の確保が欠かせない。格差の拡大や二極化が社会問題化するなか、連合（高木剛会長）は、法定最低賃金の引き上げと、不公正な取引関係の是正、公契約における最低条件の設定を最低規制の課題に掲げている。なかでも、公契約については、今年六月の中央執行委員会で「公契約に関する連合見解」と当面の取り組みを確認。一月には、適正な賃金水準や労働条件などを定める公契約条例の骨子を策定し、条例制定の運動をスタートさせた。

公共サービスの低単価・低価格化が進行

近年、国や自治体が行う公共サービスの民間委託化が進んでいる。公共業務を発注する際に競争入札の実施が増え、厳しい財政状況を背景にした公共事業の効率化やコストダウンの要請の高まりの流れもあって、仕事の確保を最優先した低単価・低価格の落札が増加。その影響が受注先・下請け企業の経営悪化や、そこで働く人の賃金・労働条件の低下、ひいては雇用にまで悪影響を及ぼす事態を招いている。

公契約に関しては、日本が未批准のILO第九四号条約（公契約における労働条件に関する条約）で、①労働協

約・仲裁裁定や国内法規または規則によつて同種の労働に対して決められた賃金、労働時間その他の労働条件よりも低い水準にしてはならない②労働者の健康、安全、福祉に関する公平かつ合理的な条件を確保するための措置をとる——ことなどが定められている。連合によれば、この考え方には、「住民の税金を使う公共事業で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者たる公的機関は、それを確保するための責任を負っている」との問題意識がベースにあるという。

公契約に関する当面の取り組みを確認

連合は、「ILO第九四号条約の基礎となつている考え方を実践することが求められる」として、六月一九日の中央執行委員会で「公契約に関する連合見解と当面の取り組み」を確認。現在、未整備の国内法の整備をはかるとともに、当面は自治体での公契約条例制定に向けた運動を進めることとした。

国内法の整備については、建設労働者の賃金や労働条件の確保が適切に行われることを努力義務とした「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」など、公契約に関する現行

法に公正労働基準と労働関係法の遵守を盛り込む法改正を訴えるとともに、公契約に関する基本法の制定もめざす。具体的には、関係省庁への要請行動や広報の展開、地方議会での「公契約に関する基本法の制定を求める意見書」の採択などを推進する。

公契約条例の運動をスタート

一方、条例制定に向けては、モデル（先行）地域を設定し、取り組み。働く者への適正な賃金水準や労働条件の確保などを明記した公契約条例の骨子を策定。原則、全地方連合会で公契約条例制定の自治体決議の取り組みを行うとともに、北海道・東北、北陸、九州を先行ブロックと位置づけ、条例制定の運動を開始した。

09春闘でも取り組みの強化を

こうした流れのなか、連合は〇九春闘方針に、格差是正・底上げの取り組みとして、適正取引の確立と公契約運動による公正労働基準の確保を盛り込んだ。春闘行動の一環として一月二八日に開いた格差是正フォーラムでも「公契約における公正労働基準の確保に向けて」をテーマに掲げた。古賀伸明事務局長は、「国や自治体が行う民間企業への公共業務や工事の委託、物品やサービスの調達において全国的に問題が発生している」などと説明したうえで、「（連合内には）受注側と発注側が存在するが、連合全体として取り組みねばならない課題だ」と強調した。

関係する構成組織が実態報告

フォーラムでは構成組織の取り組みも紹介された。ビルメンテナンス業務や公立病院の医療事務などで働く組合員も組織するUIゼンセン同盟は、「公契約における安い落札価格により、受託労働者が低賃金労働者になってしまっている。格差社会の一因となっている。ダンプ競争競争にならない実効性のある制度の確立を要請したい」などと主張。構造物の公共事業や設備機材の納入などで自治体を行う競争入札にかかわる単組が多いJAMも、「公共事業は安心・継続がもつとも重視されねばならないのに、本来、継続して行わねばならないものがぶつ切り状態でインフラの基盤が崩れ始めている」などと発言し、入札制度の運用改善を求めた。自治体が提供する介護や清掃、保健保育、学校給食などに従事する民間労働者も組合員に抱える地域公共連合は「これまで築き上げた安心して働ける職場、雇用安定と生活できる賃金・労働条件などが崩壊の危機にさらされている。公契約条例を作ることが必要だ」などと訴えた。（調査・解析部）